資料１　提出書類について

一世帯から複数申し込みされる場合は、それぞれの児童ごとに申込書を作成してください。

母子・父子世帯および生活保護世帯の方は、面接時に申し出てください。また、障害者の方がいる世帯の方は、面接時に証明となるもの（身体障害者手帳等の写し）を持参の上、申し出てください。

入所児童以外に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童デイサービスを利用している児童がいる世帯の方は、面接時に証明となるもの（通園証明書等）を持参の上、申し出てください。

１　施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（別紙１）

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書は、町が行う保育認定（１ページの「１保育の必要性の認定」を参照）に必要な書類になりますので、記入例を参考に記載の上、必ず提出してください。

２　保育所入所申込書兼保育児童台帳　（別紙２）

「入所児童」欄は氏名にふりがなを付し、年齢は令和３年４月１日時点での年齢を記入してください。また、生年月日も忘れずに記入してください。

「入所児童の世帯員」欄は、同居する家族全員（入所児童含む）を記入してください。

「保育の実施を必要とする理由」欄の（ ）には、１ページの「２　入所基準」のうちに当てはまる番号を記入してください。

３　保護者の保育を必要とする理由により次の書類等を添付してください。

（１）仕事をしている場合＝　「就労証明書」（別紙３）

※就労証明書は必ず職場等に提出し、証明を受けてください。なお、必要に応じて勤務先に就労実態等について確認をさせていただく場合があります。

※「就労証明書」の雇用期間は、令和３年度に対して証明していただきますが、事前の就労証明が発行不可の場合は、別紙４の療養等申告書で「５　仕事を探しているまたは探す」として提出してください。

※父・母ともに仕事をしている場合は、それぞれの勤務先の証明書が必要となります。

（２）病気療養中の場合＝　「医師の診断書」および「療養等申告書」（別紙４）

（３）親族を常時介護している場合＝　「医師の診断書」および「療養等申告書」（別紙４）

（４）妊娠中または産後間がない場合（入所期間　出産日から３カ月まで）＝

「母子健康手帳の写し（表紙…保護者氏名の記載があるもの）」および「療養等申告書」（別紙４）

（５）身体に重度の障害がある場合＝

「身体障害者手帳の写し」および「療養等申告書」（別紙４）

（６）仕事を探している、または探す場合（入所期間　入所後１カ月まで）＝

「療養等申告書」（別紙４）

※４月末日までに「就労証明書」（別紙３）を提出してください。提出がない場合は退所となります。

（７）学校に在学中の場合＝　「在学証明書」

４　児童生活調査票　（別紙５）

児童生活調査票は、保育所で管理し児童を保育する上での参考にしますので、家庭状況・児童の状況等を詳しく記入し、入所申込書と一緒に必ず提出してください。

児童生活調査票は１歳児以下と２歳児以上で様式が異なりますのでご注意ください。